

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月13日

函 館 税 関 長            田 中    透

1. 被許可者の住所及び名称

東京都港区港南2丁目13番40号

東洋水産株式会社

(法人番号：2010401020321)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：小樽税関支署石狩出張所）

東洋水産株式会社北海道事業部 石狩新港物流センター 保税蔵置場

北海道小樽市銭函5丁目61番9

3. 更新した期間

自 令和 8 年 5 月 1 日

至 令和 1 4 年 4 月 3 0 日